吉見町
ゼロカーボンシティ推進補助金

吉見町では令和3年12月、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「吉見町ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。再生可能エネルギーの利用促進を図り、脱炭素化・地球温暖化対策を推進するため、再生可能エネルギー設備等の設置に対し、補助金を交付します。

対象設備

※2設備目も対象

太陽光発電システム（未使用品／最大出力1kw 以上）	5万円
エネファーム（家庭用燃料電池コージェネレーションシステム）（未使用品／定格運転時0.5～1.5kw、総合効率80%以上）	5万円
定置用リチウムイオン蓄電池（未使用品／蓄電容量1kw/h以上）	5万円

※国、県、その他団体の補助金も併用して受けられる場合があります

受付期間

令和6年 4月1日 ～ 令和9年 2月28日

※受付期間中であっても、予算額に達した場合は受付を終了することがあります

申請方法

工事着手前に必要書類を町に提出

※申請前に着工した場合は対象外となります

定住化促進奨励金 最大50万円、リフォーム補助金10万円 とあわせ 最大70万円補助！

※太陽光発電システムと定置用リチウムイオン蓄電池を設置した場合。
※定住化促進奨励金は単独で 20 万円。この他、子育て世代(10 万円)＋市街化区域(10 万円)＋中古住宅(10 万円)が加算されます。

窓口・問い合わせ先

吉見町役場　環境課
TEL 0493-63-5017（平日 8:30～17:15）

補助対象者

次の要件をすべて満たす方

(1)自ら居住し、又は居住しようとする町内の1戸建て住宅に補助対象設備を設置した方。
　又は、補助対象設備が設置した建売住宅を購入する方。
　※併用住宅の場合は、住宅部分の面積が総床面積の1/2以上の住宅
(2)補助金交付申請時において、町税等の滞納がない方。
(3)実績報告をするときに町内に居住し、吉見町の住民基本台帳に記録されている方。
(4)暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない方。
(5)本補助金の交付を受けたことがない方。(補助対象設備ごとに1住宅につき1回限り)

補助対象設備及び補助金額

補助金の額は、補助対象設備1設備につき 50,000 円とし、2設備以上設置する場合は、2設備目以降もそれぞれに 50,000 円を補助する。なお、補助対象設備ごとに別表に定める補助対象経費の合計額に2分の1を乗じた額が 50,000 円に満たないときは補助しない。

補助対象設備	補助用件	補助対象経費
太陽光発電システム	以下の全てに該当するもの 1 太陽光を利用して発電を行うシステム。 2 太陽電池モジュールの公称最大出力が1キロワット以上であること。 3 電力会社と電灯契約及び余剰電力の販売契約を締結することができるものであること(全量売電は対象外)。 4 未使用品であること。	・太陽電池モジュール ・架台 ・パワーコンディショナ ・接続箱 ・直流側開閉器 ・交流側開閉器 ・設置工事
家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)	以下の全てに該当するもの 1 都市ガス、LPガス等から水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電を行い、発電時に発生する排熱を給湯、暖房等に利用するシステム。 2 定格運転時において0.5から1.5キロワットまでの発電能力があること。 3 定格運転時における低位発熱量基準(LHV基準)の総合効率が80パーセント以上であること。 4 未使用品であること。	・燃料電池ユニット ・貯湯ユニット ・設置工事
定置用リチウムイオン蓄電池	以下の全てに該当するもの 1 再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力等を利用して、繰り返し電気を蓄え、停電時や電力需要のピーク時等必要に応じて電気を活用することができるシステム。 2 設備を構成する蓄電池の蓄電容量の合計が1キロワットアワー以上であること。 3 未使用品であること。	・蓄電池部 ・電力変換装置 ・設置工事

交付申請書の提出

工事着手前、又は建売住宅の引渡し前に提出すること

(1)募集期間　令和6年4月1日 ～ 令和9年2月28日
(2)提出書類　吉見町ゼロカーボンシティ推進補助金交付申請書(様式第1号)
　(添付書類) ①工事請負契約書、売買契約書又は見積書の写し
　②補助要件に該当することがわかる書類
　③設置する場所の案内図及び配置図
　④工事着手前の現況写真(建売住宅の場合は申請時の状況)
　⑤新築の場合は建築確認済証の写し
　⑥その他町長が必要と認める書類

実績報告書の提出

設置工事が完了したとき若しくは建売住宅の引渡しを受けたとき

(1)提出期限　設置工事完了後１か月以内又は交付を決定した年度の3月20日のいずれかの早い日